

※本資料は協議中であり確定したものではない。主な論点は別紙のとおり。

農業支援外国人材受入事業(仮称)スキーム(案)[農林水産省作成]

別添1

特区法に基づく基本方針(内閣総理大臣決定)

適正受入管理協議会

関係自治体(基本計画策定)

地方農政局、地方入国管理局、都道府県労働局、内閣府地方創生推進室等

・関係法令(入管法、労働関係法、特区法)所管府省、農林水産省及び関係自治体がそれぞれの役割分担の下、指導等に当たり、協議会で情報共有とともに、本スキームの適正運用の確保に当たる。

報告
(定期、重大案件)

確認

基準適合性の確認・監査

苦情・相談

〔①派遣タイプ〕

特定受入機関(受入企業)
〔労働者派遣法の許可を受けた事業者〕

苦情・相談

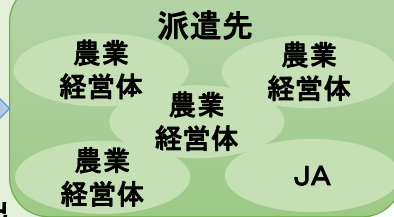
雇用契約

日本人と同等額以上の報酬額等の要件を想定

農業支援活動(栽培、収穫、出荷調製、加工等)に係る労働者派遣契約

指揮命令は派遣先に帰属

・労働基準法上の取扱は、原則、日本人と同等。ただし、過重労働への配慮措置を要検討。



〔②直接雇用タイプ〕

農業経営体
(常時10人以上雇用、労働法令遵守、組織の責任体制が明確等)

雇用契約

・日本人と同等額以上の報酬額等の要件を想定。
・労働基準法上の取扱は、原則、日本人と同等。

③紹介予定派遣タイプ

〔ミスマッチの防止、移籍支援〕

外国人農業支援人材〔在留期間3年を想定〕

(一定レベルの日本語能力を有する、技能実習(農業)修了者又は母国の大学(農業系学部)卒業者等)

農業支援外国人材受入事業(仮称)に係る主な論点について

○ 3省で相違のある主な論点について

	農林水産省意見	法務省・厚生労働省意見
基本方針策定主体	特区制度内で実施するものであり、内閣総理大臣によって策定することが適当	業所管省である農林水産大臣が策定することが適当
関係自治体 が作成する 地域計画の 認定	認定申請は不要とし、基本方針と地域計画の整合を協議会で確認 認定を必要とするならば区域会議で行えばいいのではないか	地域計画の内容が事業の目的に合致するものについて農林水産大臣が認定して、基本方針に沿った受入れとなるよう担保することが適当
受入計画の 作成	受入企業が受入計画を作成し、適正受入管理協議会で基準適合性の確認	受入企業が受入計画を作成し、適正受入管理協議会で基準適合性を確認し、認定することが適当
農業経営体 の要件	農業経営体であること以外の要件は課さない	農業経営体に雇用経験があること等外国人農業支援人材に対する派遣先又は使用者としての責任を果たすことのできる能力を有する者とするための要件を課することが適当
特定受入機 関の要件	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可及び本スキームにおける受入計画の確認で足りる	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業の許可の他、農業支援外国人材受入事業(仮称)における「特定受入機関」として適正に義務を履行することのできる能力を有する者とするための要件を課す必要

○ 3省で引き続き具体的な検討を要する論点について

- ・労働条件(賃金水準、労働時間等)
- ・適切な管理監督体制の構築(特定受入機関(受入企業)及び派遣先の要件、適正な送出し確保策、監査実施方法、労働者派遣法による苦情処理体制とは別の本事業固有の苦情相談窓口の設置等)
- ・失踪防止対策
- ・外国人材の技能レベル及び活動内容
- ・受入方法(派遣タイプ、直接雇用タイプ、紹介予定派遣タイプ)
- ・技能実習新法に基づく技能実習制度との関係整理

農業支援外国人材受入事業(仮称)における家事支援人材受入スキームとの相違点等について

家事支援人材受入スキームと異なる項目	異なる項目を検討している理由
基本方針策定	「日本再興戦略」改訂2016に掲げられている農業の成長産業化を進め、所得の向上を図るとの目的達成に資するものであり、本スキームで実施する外国人材の受入れは「日本再興戦略」改訂2016等の上位計画の目的達成のために実施するものであることを明確にするため
関係自治体が作成する地域計画の認定	上記に即した受入れが適正に行われることを確保するため
受入計画の作成	上記に即した受入れが適正に行われることを確保するため
農林水産省の出先機関である地方農政局の役割	農業は地域により特性が異なることから、地域農業の実情に即した行政を行っている地方農政局が地域農業の成長産業化のための外国人材受入れの適正な実施を確保するため
受入方法 ①派遣形態	農業経営体の一時的な労働力需要に適切に対応するとともに、農業経営体が指揮命令する方がより作業の効率化が図られるため
受入方法 ②直接雇用	通年雇用が可能で経営発展が見込まれている農業経営体において、部門責任者を任せられる専門知識を有する外国人材需要等に対応するため
受入方法 ③紹介予定派遣	直接雇用におけるミスマッチの解消を図る必要があるため
労働条件の確保(労働時間)	農業分野の労働者については、労働基準法の労働時間や休日等の規定の適用除外となっており、過重労働への配慮が必要であるため

農業分野における「派遣方式」のメリット等について

農業分野における外国人材の就労について、「派遣方式」と「請負方式」とを比較した際の「派遣方式」に係るメリット等は、以下のとおり。

○ メリット

- ・ 農業分野においては、現場における指揮命令ニーズがあることから、労働者派遣において実施する場合、農業経営体から外国人農業支援人材に対して、指揮命令を行うことが可能となること。
- ・ 労働者派遣法により、派遣元事業主（特定受入機関）及び派遣先（農業経営体）は、外国人農業支援人材からの派遣就業に関する苦情の処理に係る一定の体制が確立されていること。

○ 留意が必要な点（厚生労働省が指摘する派遣形態を導入する際の懸念）

- ・ 農業分野で労働者派遣を行った実績のある労働者派遣事業者は僅少である上、外国人労働者を雇用し、本邦内において労働者派遣を行った実績のある労働者派遣事業者も僅少であること。
- ・ 雇用管理コストや社会保険料等が、農業経営体が支払う労働者派遣に関する料金に含まれることから、当該支払料金に比して、外国人農業支援人材が受け取る賃金が低廉になること。
- ・ 労働契約上の雇用主と、業務の指揮命令を行う者が異なるいわゆる「間接雇用」については、雇用主責任が不明確になり、直接雇用に比べて雇用管理上問題が生じやすいことから、労働者派遣法による規制に服する労働者派遣の場合に例外的に認められているものである。

そのため、労働者派遣を行う場合は、派遣元事業主（特定受入機関）と派遣先（農業経営体）に分担される雇用管理上の責務について、各々が確実に履行できる体制の構築が必要であること。

特に、派遣先（農業経営体）においても、雇用管理の主体を担うものであり、労働者派遣法による責務として、派遣先管理台帳の備え付けや、当該派遣先の都合による労働者派遣契約の中途解除の際、外国人農業支援人材の雇用の安定を図るための必要な措置を講ずる義務の他、その他の労働関係法令の適用において労働者に指揮命令を行う者としての責任が分担されて課せられており、遵守が求められていること。